

議案第 6 8 号

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(使用料の算定方法) 第 1 7 条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 基本使用料 1 月につき <u>6 6 6 円</u> (2) 従量使用料 汚水排水量（定例日現在において算定した汚水排水量を各月均等とみなして算定した 1 月における汚水排水量で、1 立方メートル未満の端数が生じたときは、定例日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は 1 立方メートルとして算定したものをいう。）を次の表の左欄に掲げる汚水排水量の区分に応じて区分し、当該区分に応じた汚水排水量に同表の右欄に定める基準額を乗じて得た額を合算した額		(使用料の算定方法) 第 1 7 条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 基本使用料 1 月につき <u>6 6 0 円</u> (2) 従量使用料 汚水排水量（定例日現在において算定した汚水排水量を各月均等とみなして算定した 1 月における汚水排水量で、1 立方メートル未満の端数が生じたときは、定例日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は 1 立方メートルとして算定したものをいう。）を次の表の左欄に掲げる汚水排水量の区分に応じて区分し、当該区分に応じた汚水排水量に同表の右欄に定める基準額を乗じて得た額を合算した額	
汚水排水量の区分	基準額（1 立方メートルにつき）	汚水排水量の区分	基準額（1 立方メートルにつき）
1 0 立方メートルまでの分	<u>1 7 円</u>	1 0 立方メートルまでの分	<u>1 5 円</u>
1 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまで	<u>1 4 0 円</u>	1 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまで	<u>1 1 1 円</u>

での分	
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	174円
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	218円
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	272円
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	298円
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	352円
1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	385円
5,000立方メートルを超える分	413円

2・3 [略]

(使用の態様の変更の届出)

第17条の2 利用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(罰則)

第38条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(10) [略]

(11) 第6条第1項、第28条（前条において準用する場合を含む。）若しくは第34条の規定による申請書若しくは書類、第6条第2項本文、第11条、第12条、第13条第2項、第15条若しくは第17条の2の規定による届出書、第17条第3項第3号の規定による申告書又は第20条の規定による資料に不実の記載のあるものを提出した者

での分	
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	137円
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	167円
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	205円
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	224円
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	263円
1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	283円
5,000立方メートルを超える分	302円

2・3 [略]

(罰則)

第38条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(10) [略]

(11) 第6条第1項、第28条（前条において準用する場合を含む。）又は第34条の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文、第11条、第12条、第13条第2項又は第15条の規定による届出書、第17条第3項第3号の規定による申告書又は第20条の規定による資料の不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第17条の次に1条を加える改正は平成26年4月1日から、同条第1項の改正及び次項の規定は同年6月1日から施行する。ただし、第38条の改正は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市下水道条例第17条第1項の規定は、平成26年7月分として徴収する使用料から適用し、同年6月までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。